

各自治会・町内会長 様

## 刑法犯認知件数（9月末 暫定値）580件（去年同期比+73件）

1 主な犯罪	○空き巣	10件(-2件)
	○自転車盗	124件(-6件)
	○車上ねらい	28件(+18件)
	○部品ねらい	31件(+5件)

## 特殊詐欺 34件（前年同期比+16件） 被害総額 約97,400,000円（9月末 暫定値）

（内訳）

オレオレ詐欺	5件	被害金額	約 25,300,000円
預貯金詐欺	23件	被害金額	約 22,200,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	約 200,000円
架空料金請求詐欺	2件	被害金額	約 44,600,000円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	2件	被害金額	約 400,000円
その他の手口	1件	被害総額	約 4,600,000円

（令和6年9月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町	1	真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	4
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台	1	中島町	1
永田東	1	中里	3
永田南		通町	
永田北	4	唐沢	
榎町	1	東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町	1	南太田	3
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	1
三春台		平楽	1
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	
若宮町		堀ノ内町	3
宿町		万世町	
新川町	1	六ツ川	3
その他		合計	34



南区では親族、警察官、金融機関職員、官公庁職員を騙りキャッシュカード等を騙しとる手口である預貯金詐欺が多発しています。

警察官や金融機関職員等がキャッシュカード・通帳等を預かったり、回収することはありません。

「キャッシュカードを他人に渡さない」「暗証番号を教えない」ということを確実に守り、不審な電話があったら、すぐに警察に相談してください。

担当：南防犯協会事務局  
（南警察署内：生活安全課）電話045-742-0110



# 南区交通事故統計《10月》

令和6年9月末現在 概数



## 発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	15048	15851	-803
横浜市内	5311	5595	-284
南区内	277	282	-5

## 死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	78	77	1
横浜市内	28	26	2
南区内	2	1	1

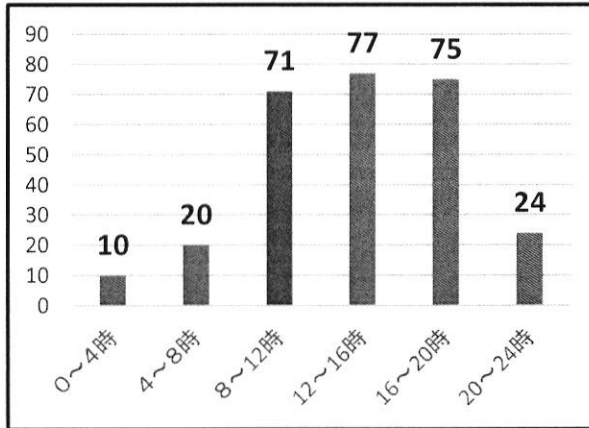
## 負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	17472	18688	-1216
横浜市内	6075	6488	-413
南区内	311	305	6

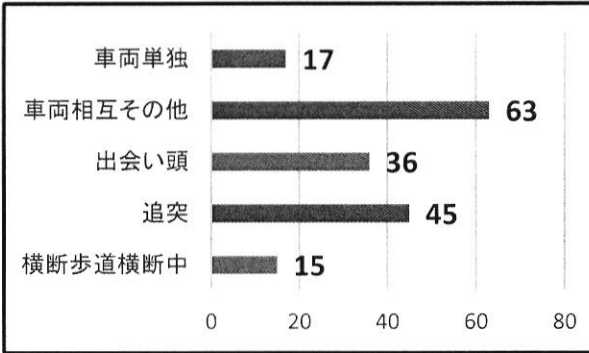
## 関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	101	36.5%	6
子供	24	8.7%	13
二輪車	100	36.1%	-5
自転車	64	23.1%	4

## 時間帯別発生状況



## 事故類型別発生状況



## 町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	2	1	+1	平楽	3	1	+2
三春台	5	2	+3	庚台	0	0	0
中島町	2	2	0	弘明寺	0	0	0
中村町	5	10	-5	弘明寺町	3	8	-5
中里	11	12	-1	新川町	1	3	-2
中里町	0	0	0	日枝町	4	3	+1
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	3	3	0
井土ヶ谷上町	5	2	+3	榎町	3	3	0
井土ヶ谷下町	8	5	+3	永楽町	3	2	+1
井土ヶ谷中町	8	10	-2	永田みなみ台	3	1	+2
伏見町	0	1	-1	永田北	3	5	-2
八幡町	2	2	0	永田南	2	4	-2
六ツ川	43	29	+14	永田台	3	2	+1
共進町	4	7	-3	永田山王台	2	1	+1
別所	18	19	-1	永田東	10	8	+2
別所中里台	2	0	+2	浦舟町	10	16	-6
前里町	6	8	-2	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	2	5	-3	白妙町	2	2	0
南太田	8	13	-5	白金町	1	3	-2
吉野町	5	7	-2	真金町	6	1	+5
唐沢	0	0	0	睦町	9	11	-2
堀ノ内町	2	2	0	花之木町	4	2	+2
大岡	17	13	+4	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	5	3	+2
宮元町	19	17	+2	西中町	0	4	-4
宿町	3	6	-3	通町	7	9	-2
山王町	1	2	-1	高根町	6	7	-1
山谷	0	0	0	高砂町	4	3	+1

## 南警察署からのお知らせ



### 「ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車」

…10月22日から31日は「違法駐車追放強化期間」となります。違法駐車は道路幅を狭くし交通の妨げとなるほか、歩行者の発見を遅らせる・死角を作るなど大変危険です。安全で円滑な交通環境を確保できるよう、違法駐車はやめましょう。運動の推進にご協力をお願いします。

### \*自転車安全利用五則\*

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット!



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～



神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110